

「羽田空港の機能・施設等に関する検討会」について

- 羽田空港における、空港の有する機能・施設等の最適化を実現していくため、幅広い視点から多様な意見を伺う「羽田空港の機能・施設等に関する検討会」を立ち上げ、当検討会において羽田空港の機能・施設等に関する様々なテーマを取り扱っていくこととする。
- まずは、旧整備場地区の嵩上げ事業における既存民間施設の取扱いについて、国が進める整備事業に起因し多数の既存民間施設の撤去の必要があるところ、**政策決定の透明性確保の観点から、方針内容の妥当性等について検討**する。
- また、**旧整備場地区関係以外にも、施設・機能関係の設置や取扱方針等について、今後検討が必要な事項があれば、具体的な段階になったものからこの検討会の場において審議**していく。

旧整備場地区の既存施設について

- 旧整備場地区の既存施設については、いずれも「適切な空港運営のため中断なく運営しなければならない施設」として、国有財産法に基づく国有財産の使用許可、空港管理規則に基づく施設設置の承認を受けて設置している。
- 国有財産使用の手続については、「適切な空港運営のため中断なく運営しなければならない施設」という考え方のもと、毎年（※旧整備場地区以外は3年毎）更新許可を行っている。

分類	概要
格納庫	<ul style="list-style-type: none"> 羽田を定置場としている運航者（航空会社・新聞社・海上保安庁）の格納庫 外来機の整備用の格納庫
部品等整備場	<ul style="list-style-type: none"> ランディングギア、ホイール、ブレーキ等「部品」の整備場
訓練施設	<ul style="list-style-type: none"> 操縦士や客室乗務員、グランドスタッフ等の訓練を行う施設
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 航空機の整備や運航に携行するために必要となる、整備用部品や精密機器類、機用品の保管等を行う倉庫
複合ビル	<ul style="list-style-type: none"> 空港内の関係事業者（構内営業者等）の事務所や、整備工場、機内食工場、訓練施設、倉庫といった機能などが含まれ、それらが賃貸に出されている施設

羽田空港の機能・施設等に関する検討会 規約(案)

(目的)

第1条 羽田空港において、空港の有する機能・施設等の最適化を実現していくに当たり、幅広い視点から多様な意見を伺うため、「羽田空港の機能・施設等に関する検討会」を開催する。

(構成)

第2条 検討会は、会議の長(以下「座長」という。)及び別紙に掲げる構成員で構成する。ただし、第3条第1項に規定する座長は、必要があると認めるときは、構成員の追加または関係者の出席を求めることができる。

(座長の任命等)

第3条 検討会に座長を1名置く。

2 座長は、構成員の互選によってこれを定める。

3 座長に事故があるときは、構成員のうちから座長が指名するものが、その職務を代理する。

(議事の公開)

第4条 検討会は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

2 検討会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。

3 検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課及び空港計画課大都市圏空港調査室に置く。

(守秘義務)

第6条 構成員及び関係者は、検討会を通じて知りえた秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項については、検討会で定めるものとする。

付則

この規約は、令和5年10月4日から施行する。